

6 善 監 委 第 3 7 号

令和 6 年 8 月 2 6 日

善通寺市長 辻 村 修 様

善通寺市監査委員 櫛 田 真 作

善通寺市監査委員 寿賀崎 久

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 8 月 9 日付け 6 善市第 5 1 9 9 号で審査に付された標題の件について審査した結果、別紙のとおり意見を提出する。

令和５年度善通寺市資金不足比率審査意見

第１ 審査の対象

令和５年度決算に基づく資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

第２ 審査の期間

令和６年８月９日から８月２６日まで

第３ 審査の方法

市長から提出された地方公営企業法適用会計である善通寺市下水道事業、地方公営企業法非適用会計である善通寺市特別会計農業集落排水及び善通寺市特別会計太陽光発電の令和５年度決算に基づく資金不足比率の審査は、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているかを主眼として実施した。

第４ 審査の結果、資金不足比率の状況及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、審査に付された資金不足比率は、次のとおりである。

(単位：％)

会 計 名		令和５年度決算に 基づく資金不足比率	経営健全化基準
法 適 用	善 通 寺 市 下 水 道 事 業 会 計	－ (-63.5)	20.0
法 非 適 用	善 通 寺 市 特 別 会 計 農 業 集 落 排 水	－ (-45.9)	20.0
	善 通 寺 市 特 別 会 計 太 陽 光 発 電	－ (-1.5)	20.0

注) いずれの会計においても、資金不足が生じていないため、資金不足比率は「－」を記載している。

(2) 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

資金不足比率は、0（ゼロ）及び－（負の値）表示は資金不足が生じていない財政状況を示す。

① 善通寺市下水道事業会計の資金不足比率について

$$\frac{-187,698 \text{ 千円}}{295,730 \text{ 千円}} \times 100 = -63.5\%$$

善通寺市下水道事業会計の資金不足比率は、控除すべき企業債等を除いた流動負債から流動資産を差し引いたものの事業の規模に対する割合で表される。控除すべき企業債等を除いた流動負債は、流動資産を187,698千円下回っており、資金不足は生じていない。

② 善通寺市特別会計農業集落排水の資金不足比率について

$$\frac{-2,261 \text{ 千円}}{4,925 \text{ 千円}} \times 100 = -45.9\%$$

善通寺市特別会計農業集落排水の資金不足比率は、営業収益に対する赤字の実質収支の割合で表される。実質収支は2,261千円の黒字となっており、資金不足は生じていない。

③ 善通寺市特別会計太陽光発電の資金不足比率について

$$\frac{-1,716 \text{ 千円}}{113,901 \text{ 千円}} \times 100 = -1.5\%$$

善通寺市特別会計太陽光発電の資金不足比率は、営業収益に対する赤字の実質収支の割合で表される。実質収支は1,716千円の黒字となっており、資金不足は生じていない。

(3) 意見

地方公営企業法適用会計である善通寺市下水道事業、非適用会計である特別会計の善通寺市農業集落排水及び善通寺市太陽光発電事業の全ての事業について、資金不足が発生していない。

引き続き、更なる経営改善に取り組まれ、経営の健全性の堅持に努められたい。